

令和6年度第2回警察官採用試験 第二次試験

1 第二次試験の概要

- 10月23日(水) 適性検査及び体力試験
- 10月25日(金) 面接カード・成績証明書・身体検査書提出締切
- 11月6日(水) **体力試験・身体検査合格発表** (受験者全員に書面で通知します。)
- 11月11日(月)～14日(木) 集団討論(警察官Aのみ)、個別面接
- 11月22日(金) **最終合格発表** (合格者には書面で通知します。)

※ 合格発表は、富山県人事委員会事務局前及び富山県職員採用案内ホームページにおいて、当日午前10時頃(予定)に掲示しますので、ご確認ください。

2 日程及び会場等

下記により、自分の試験区分及び受験番号に該当する日時に、会場で受付をしてください。遅刻は認めませんので、会場を間違えること等がないよう十分注意してください。

(1) 適性検査及び体力試験

- ・期 日 令和6年10月23日(水)
- ・会 場 富山県総合体育センター ※ 所在地は別記を参照してください。
- ・日 程

※ **体力試験を受験する方は、まず更衣室(1階)で着替えてから、会場で受付をしてください。**

◆**第一次試験合格者のうち、体力試験・身体検査に合格された方が面接試験を受験できます。体力試験は、各種目の基準をいずれか一つでも満たさない場合は不合格となります。**

(2) 集団討論(警察官Aのみ)、個別面接

- ・期 日 令和6年11月11日(月)～14日(木)
- ・会 場 富山県民会館707号室 ※ 所在地は別記を参照してください。
- ・日 程

※受験者の都合による日程変更はできません。

3 第二次試験受験に際しての留意事項

- (1) 適性検査には、次の物を持参してください。
HBの鉛筆(5本以上、シャープペンシル不可)、プラスチック消しゴム
- (2) 体力試験には、次の物を持参してください。
運動着(ショートパンツ、半袖シャツ)、内履き(トレーニングシューズ)
- (3) 適性検査及び体力試験の会場には駐車場の用意がありますので、車での来場は可能です。

4 提出書類

(1) 面接カード

必ず黒のボールペン又は鉛筆で、受験者本人が記入してください。

面接カードの枠内に収めて記入してください。別紙資料の添付は認めません。

剣道・柔道・空手道の段位（剣道は公益財団法人全日本剣道連盟、柔道は公益財団法人講道館、空手道は公益財団法人全日本空手道連盟の認定した段位に限る。）、語学又は情報処理の資格をお持ちの方は、加点しますので必ず記入してください。

なお、武道の段位はそれぞれの公益財団法人に確認照会を行いますので、証明書類の提出は不要です。語学及び情報処理は、提出書類に併せて資格の証明書類等の写し（A4サイズ）を同封のうえ、原本を体力試験時に確認しますので必ず持参してください。

(2) 身体検査書

ア 同封した身体検査書の裏面記載の注意事項をよく読んだうえ、この身体検査書のすべての項目を検査できる病院（済生会病院、その他公立・私立病院など）で健康診断を受けてください（県外の医療機関でも可）。《県立中央病院、県内各厚生センター及び富山大学附属病院では、この検査業務は行っていません。》

また、富山市民病院、富山赤十字病院で受診する場合は、受診する前日までの予約が必要です。予約の際は、富山県警察官採用試験の健康診断であることを伝えてください。

イ 受診料は受験者負担です。

ウ 身体検査の各検査項目の基準を満たさない場合は不合格となり、面接試験を受験することができなくなります。

(3) 学業成績証明書

最終学歴に応じて、以下により、発行日が令和6年4月以降のものを提出してください。それ以前のを提出された場合、再発行していただくことになりますので、ご注意ください。

| 最終学歴 | 提出が必要な成績証明書 |
|---------|-------------|
| 大学院 | 大学及び大学院 |
| 大学 | 大学 |
| 高専・短大 | 高専・短大 |
| 専修・専門学校 | 専修・専門学校及び高校 |
| 高校 | 高校 |

※別紙記載例のとおり、各自で必要事項を記入したうえで提出してください。

※ 中退した場合も提出してください。

※ 面接カード・身体検査書・学業成績証明書は10月25日（金）までに人事委員会事務局へ郵送（必着）又は持参してください。

※ 郵送される場合は、封筒の表に「警察官採用試験関係書類在中」と朱書きで記載してください。

※ 交付手続き等の関係で期日までに上記書類を提出できない場合、あるいは第二次試験の受験を辞退する場合は、早急に必ず人事委員会事務局まで連絡してください。

※ 令和6年度第1回警察官採用試験を受験し、身体検査書及び学業成績証明書を提出された方は、提出済みのものにより判定することが可能です。希望される方は、他の書類提出の際にお知らせください。

